

料金審査専門会合の委員変更について（報告）

（趣旨）

電力・ガス取引監視等委員会運営規程第6条に基づき、当委員会の下に置かれている料金審査専門会合委員を変更する。

主なポイント

これまで料金審査専門会合の座長を務めていた安念潤司（中央大学法科大学院教授）が座長及び電力・ガス取引監視等委員会専門委員の職を辞することとなった。

そのため、新たに料金審査専門会合の座長として、山内弘隆（一橋大学大学院商学研究科教授）を指名するとともに、東條吉純（立教大学法学部教授）を料金審査専門会合の委員に指名する。

料金審査専門会合委員一覧

（座長）

山内 弘隆 一橋大学大学院商学研究科 教授

（委員）

圓尾 雅則 S M B C 日興証券株式会社 マネジングディレクター
箕輪 恵美子 有限責任監査法人トーマツ パートナー 公認会計士

（専門委員）

秋池 玲子 ボストンコンサルティンググループ シニア・パートナー&マ
ネーjing・ディレクター
梶川 融 太陽有限責任監査法人 代表社員 会長
辰巳 菊子 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタ
ント・相談員協会 常任顧問
東條 吉純 立教大学法学部 教授
松村 敏弘 東京大学社会科学研究所 教授
南 賢一 西村あさひ法律事務所 パートナー 弁護士

（敬称略・五十音順）

(参考) 電力・ガス取引監視等委員会運営規程 (抄)

(専門会合の設置等)

第6条 委員会は、委員会の下に専門会合を置くことができる。

- 2 専門会合は、委員会の求めに応じ、専門の事項について調査審議を行い、その結果を委員会に報告することとする。
- 3 専門会合は、委員及び専門委員の中から委員長が指名した者により構成する。
- 4 専門会合の座長は委員長が指名し、当該専門会合の座長は、当該専門会合の事務を掌理する。
- 5 専門会合の座長に事故があるときは、当該専門会合に属する構成員のうちから委員長が指名する者が、その職務を代理する。
- 6 専門会合の座長は、必要に応じて、委員会の同意を得て当該専門会合の下にワーキング・グループを置くことができる。
- 7 第2項から第5項までの規定は、ワーキング・グループに準用する。この場合において、これらの規定中「委員会」とあるのは「専門会合」と、「専門会合」とあるのは「ワーキング・グループ」と読み替えるものとする。